

倉吉市上下水道局企業管理規程第5号

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月20日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局職員の給与に関する規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="220 831 309 864">附 則</p> <p data-bbox="167 909 756 943"><u>この規程は、昭和43年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="882 831 971 864">附 則</p> <p data-bbox="842 947 995 981"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="805 985 1437 1019"><u>1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="842 1023 1461 1097"><u>（新型コロナウイルス感染症についての特殊勤務手当の特例）</u></p> <p data-bbox="805 1102 1461 1480"><u>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業として管理者が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。この場合において、第5条第1項第7号の規定は、適用しない。</u></p> <p data-bbox="805 1485 1461 1559"><u>3 前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円とする。</u></p>

附 則

この規程は、令和5年12月20日から施行する。